

新学習指導要領の実施を機としたEBPM推進例

新学習指導要領の全面実施を機に、**外国語教育やプログラミング教育をはじめとするEBPMに取り組み、教育政策のEBPMを加速する。**

外国語教育に関する取組

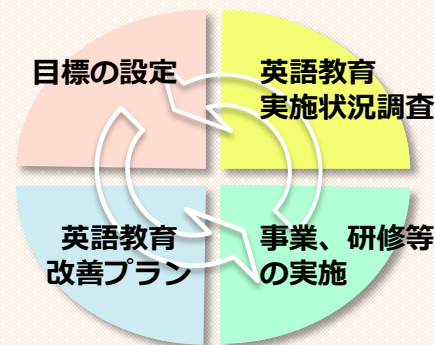
○国・地方公共団体・各学校のPDCAサイクルを実施

- ・国としての生徒の英語力の目標を設定
- ・各都道府県・指定都市に「英語教育改善プラン」の策定を要請
- ・各都道府県が「プラン」に基づき実施する取組を支援（「英語教育改善プラン推進事業」等）
- ・目標に対する到達度を調査、公表（英語教育実施状況調査）※毎年度実施



○新学習指導要領の実施に合わせ、より効果的なEBPMの展開を目指す。

- ・新学習指導要領が目指す授業改善の取組状況と関連付けた分析
－四技能の言語活動、パフォーマンス評価、ICT活用など
- ・小学校外国語教育の実施状況、環境整備等と関連付けた分析
- ・各種データ（全国学力・学習状況調査等）と組み合わせた分析 など



地方公共団体が実施する
PDCAを支援の
英語教育改善の

【第3期教育振興基本計画KPI】

中学卒業時にCEFR A1（英検三級程度）相当以上、
高校卒業時に A2（準二級程度）の割合を5割以上とする

プログラミング教育に関する取組

○令和2年度以降実施される新学習指導要領では初めて「**情報活用能力**」を学習の基盤となる資質・能力と位置付け、教科等横断的に育成。その一環として、新たに**小学校プログラミング教育を必修化**。

○児童生徒の**情報活用能力**を把握し、今後の情報教育の推進に資するよう、「**情報活用能力調査**」を実施

- ・令和3年度に調査を実施。【標本調査、小・中・高校 全300校程度】
- ・令和4年度に取りまとめ ⇒ 今後の情報教育関係施策の改善に活用

○一定の間隔ごとに調査を行うことにより、情報活用能力の推移と課題を中長期的に把握することで、学習指導要領の改訂等の検討の際の基礎資料とすることも考えられる。

情報活用能力：

「情報及び情報手段を主体的に選択し活用していくための個人の基礎的な力」であり、情報技術の基本的な操作や、情報モラル、プログラミング教育により育成される資質・能力なども含まれる。

【第3期教育振興基本計画 参考指標】

・児童生徒の情報活用能力

(参考)

客観的な根拠を重視した教育政策の推進に向けた基本的な考え方

客観的な根拠を重視した教育政策の推進（いわゆるEBPM）に向けて、教育分野の特性に留意しつつ取り組んでいくことを、「第3期教育振興基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）において、教育政策の遂行に当たって留意すべき事項の一つとして位置付けている。

第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）〈関連部分抜粋〉

第1部 我が国における今後の教育政策の方向性

V. 今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点

1. 客観的な根拠を重視した教育政策の推進

- **教育政策を推進するに当たっては、法令を遵守するとともに、より効果的・効率的な教育政策の企画・立案等を行う観点や、国民への説明責任を果たす観点から、客観的な根拠を重視した行政運営に取り組んでいくことが重要**である。
- 教育政策は、幼児、児童、生徒及び学生の成長や可能性の伸長等を目指して行われるものであり、一人一人の様々な教育ニーズを踏まえて、教育活動が行われる。このため、**成果は多様であり、その評価は多角的な分析に基づくべきものであることに留意する必要**がある。
- また、**他の政策分野と比較して、成果が判明するまでに長い時間を要するものが多いこと、成果に対して家庭環境など他の要因が強く影響している場合が多く、政策と成果との因果関係の証明が難しいものが多いことなどの特性があることにも留意し、研究者や大学、研究機関など、多様な主体と連携・協力しながら、数値化できるデータ・調査結果のみならず、数値化が難しい側面（幼児、児童、生徒及び学生等の課題、保護者・地域の意向、事例分析、過去の実績等）についても可能な限り情報を収集・分析し、あるべき教育政策を総合的に判断して取り組むことが求められる。**

EBPM推進体制構築とエビデンスの教育政策への反映について

第3期教育振興基本計画に基づき、教育政策がエビデンスに基づき推進されるよう、政策立案に活用できるエビデンスの開発やEBPM実践事例の創出を進めるとともに、地方自治体におけるPDCAサイクルの構築に向け、各地方自治体における教育振興基本計画の策定、先進事例の共有、コンソーシアムの構築等を推進し、中央教育審議会教育振興基本計画部会での検討も早期的に実施。併せて、文部科学省内の体制構築やデータの収集・活用の改善に向けた体制整備など基盤形成の取組も進める。

第3期教育振興基本計画に基づくEBPMの推進

- 5つの基本的な方針ごとに、教育政策の目標並びに各目標の進捗状況を把握するための測定指標及び参考指標を設定。留意すべき視点として、客観的な根拠を重視した教育政策の推進を盛り込む。

地方自治体におけるPDCAサイクルの確立

- 地方自治体における教育振興基本計画の策定（※）とともに、それぞれの実情に応じた地域の発意による指標の設定や全国レベルの調査結果との比較による適切な指標の設定、PDCAサイクルの構築等を促す。

※ 教育基本法第17条第2項に基づき地方自治体が定める計画

【参考】計画の策定状況（平成30年3月時点）
都道府県:100% 政令指定都市:100% 市区町村:81.1%

エビデンスに基づき、教育政策を推進するための取組

政策立案に活用できるエビデンスの開発やEBPM実践事例の創出を進め、EBPM推進手法の確立に向けた取組を推進する。その際、同計画や改革工程表2018で設定された指標の状況も踏まえ、政策目標と施策との関係の合理的設計等を進める。

■ 政策立案に活用できるエビデンスの開発

- ・教育政策に関する実証研究の推進
→ 公立小中学校の教職員定数の中期見通しの策定に活用
- ・大学生を対象とした学修成果の可視化に資する調査の実施
→ 大学における教育の質の向上に向けた政策立案に活用

■ EBPM実践事例の創出

- ・施策担当課のEBPM実践への支援（外部有識者をアドバイザーとして活用）
- ・教育分野の特性を踏まえた手法の整理

地方自治体におけるPDCAサイクル構築に向けた取組状況を把握し、先進事例を共有するとともに、コンソーシアムの構築等により地方自治体の教育政策や学校における取組の改善・充実につながる取組を推進。

■ 地方自治体や研究機関等のコンソーシアム構築

- ・実証研究やデータ分析の推進に向けた地方自治体と研究者のマッチングに向けた検討
- ・地方自治体が保有するデータの利活用促進に向けた課題の整理

中央教育審議会教育振興基本計画部会

- 左記の取組も踏まえ、第3期計画のフォローアップ手法を確立（～2020年度）
- 第3期計画のフォローアップを実施（2021年度～）

中央教育審議会での検討結果も踏まえ、第4期計画の策定につなげるとともに、実効性のあるPDCAサイクルを確立

EBPM推進のための基盤形成に関する取組

■ EBPM推進担当課（総合教育政策局調査企画課）を中心とした教育分野におけるEBPM推進体制の構築

- ・省内EBPM関係課長会議の開催を通じた取組の推進
- ・省内職員向けEBPM研修の実施
- ・国立教育政策研究所との連携体制の構築

■ データの収集・活用の改善に向けた体制整備

- ・文部科学省が実施する調査・統計におけるコード統一やデータ構造の見直し
- ・データ貸与の改善・充実
- ・データ活用に向けた省内相談体制の構築